

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第三十三号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)
午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 佐久間 徹君 理事 内藤 友明君
理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君
川野 芳満君 清水 逸平君
塚田十一郎君 夏堀源三郎君
三宅 則義君 宮崎 晴君
宮原幸三郎君 武藤 嘉一君
高田 富之君 深澤 義守君
出席政府委員
大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵事務官(日本 久米 武文君
専売公社監理官) 大蔵事務官
(主税局長) 平田敏一郎君
大蔵事務官(主 泉 美之松君
税務局長) 大蔵事務官
(管財局長) 内田 常雄君
大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
通商産業事務官(臨時通商産業局長) 佐枝 新一君
委員外の出席者
大蔵事務官(管財局国有財産第一課長) 松永 勇君
農林事務官(大臣官房農林金融課長) 林田修紀夫君
日本専売公社理事(塩田局長) 西川 三次君
日本専売公社塩田局長 小林 章君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

三月十四日

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
資産再評価法の二部を改正する法律案(内閣提出第七一号)
通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)
災害被害者に対する租税の減免徴収の法律案(内閣提出第七三号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案(内閣提出、第十二回国会開法第一四号)
塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
農林漁業資金通融特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)
日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
国有財産特別措置法案(内閣提出第五九号)

一般会計の歳出の財源に充てるための米穀対日援助物資等処理特別会計からする繰入金金に関する法律案(内閣提出第六一七号)
郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。
まず昨十三日本委員会に付託されました郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西村大蔵政務次官。

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案
郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

第一條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九九号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に、「物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「積立金及び固定資産評価積立金」に改める。
第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。
第七條第六項中「第十一條」を「第十二條」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。
6 固定資産評価積立金は、第十四條の二第一項の規定による固定

定資産評価積立金の金額とする。
第十一條を次のように改める。
(固定資産の価額の改定及び削除)
第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。
3 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。
第十一條の次に次の一條を加える。

(価額の改定等の場合の計理)
第十一條の二 固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。
第十四條の次に次の一條を加える。

(資産外物品の作業資産への繰戻)
第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰戻すことができる。

2 前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰戻すものとする。
第十四條の次に次の二項を加える。
2 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。
第十四條の次に次の一條を加える。

(資産外物品の作業資産への繰戻)
第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰戻すことができる。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の一條を加える。

(前渡資金の計理)

第三十四條の二 この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

をもつて收納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額を削る。

第三條 電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に、「物品価格調整引当金」を加え、「三種」を「四種」に、「及び積立金」を「積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十二條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 固定資産評価積立金は、第十一條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。
(固定資産の価額の改定及び削除)
第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならぬ。

第十一條の次に次の一條を加える。

(価額の改定等の場合の計理)

第十一條の二 固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を固定資産評価積立金から減額して計理するものとする。

2 前條第三項の規定により価額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却済額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。

第十四條の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。

(資産外物品の作業資産への繰戻)

第十四條の二 この会計においては、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大蔵大臣の承認を経た支出負担行為計画の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十三條の次に次の一條を加える。

(前渡資金の計理)

第三十三條の二 この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

第二十八條第一項を次のように改める。
この会計においては、電気通信大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十三條の次に次の一條を加える。

(前渡資金の計理)

第三十三條の二 この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第一條中郵政事業特別会計法第七條、第十一條、第十一條の二、第十四條及び第十四條の二の改正規定並びに第二條中電気通信事業特別会計法第七條、第十一條、第十一條の二、第十四條及び第十四條の二の改正規定は、昭和二十七年三月三十一日から施行し、その他の規定は、昭和二十七年の予算から適用する。

2 昭和二十六年以前に前項に係る歳入歳出予算の区分、経費の流用、予備費の使用及び歳出予算の繰越については、なお従前の例による。

3 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律(昭和

和二十七年法律第四号)による改正前の財政法第二十五條の規定により繰越について国会の承認を経た昭和二十六年年度の歳出予算の経費で改正前の郵政事業特別会計法第二十八條第一項又は改正前の電気通信事業特別会計法第二十八條第一項の規定により繰り越されたものは、それぞれ、改正後の郵政事業特別会計法第二十八條第一項又は改正後の電気通信事業特別会計法第二十八條第一項の規定により繰り越されたものとみなす。

○西村(逓)政府委員 ただいま議題となりました郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計につきまして、その経理の合理化をはかることを目的としたものでありまして、改正の第一点は、両会計所屬の固定資産について、一般物価の変動によりその価額が著しく不適当となつた場合に、一定の基準に従つてその価額の評価がえをすることができるといたしたことです。これによつて生ずる評価増または評価減については、両会計の経理上固定資産評価積立金の勘定を設けて経理することにしたことであります。

改正の第二点は、両会計所屬の作業資産について、その出納の経理上必要がある場合には、その価額を改定することができるといたし、これによつて生ずる増減額については、物品価格調整引当金の勘定を設けて経理することにしたこと、また作業資金を事業の用に供した後不要となつた場合に、これを売却処分しないて再び作業資産に繰りもどし、その価額に相当する額を物品価格調整引当金勘定を設けて経理することとしたことであります。

改正の第三点は、会計法の規定では、主任の職員に前渡しした資金については、その前渡しの時に支出として経理するのが建前であります。が、両特別会計におきましては、前渡しを受けた職員が現実に支拂いをしたときに、支出として経理することにしたこととであります。

以上申し上げました諸点のほか、今回の財政法及び会計法の改正に伴ひまして、所要の改正を加えることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○佐藤委員長 次に塩田等災害復旧事業補助法の一部を改正する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、及び一般会計の歳出の財源に充てるための米穀対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に關する法律案の五案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によりこれを許可いたします。

三宅則義君。
○三宅(剛)委員 私は、ただいま議題になつております塩田に關しまする件につきまして、一昨日も質疑をいたしました。二、三残つております。

るから、この際申し上げたいと思うのでございます。日本の塩田事業につきましては、昨日も専売公社の總裁の御出席を得まして、質疑を続行したわけでございます。が、日本の内地製塩だけでは足りない。内地の生産が七十万吨、こういうふうな承知しておるわけでございます。が、外塩も相当これは輸入しなければならぬということに当然でございます。外塩に對しましては、計画的にこれを輸入することになつておりました。さらにまた講和が成立いたしました以後におきましては、どういふふうな外塩を輸入する計画でありましようか。久米監理官の答弁を得たいと存じます。

○久米政府委員 ただいまお尋ねの外塩の輸入の問題でございます。が、外塩はもう計画的に輸入いたしたことに相なつておりました。内地製塩の方は政府の基本的な方針といたしまして、国内の食料塩といふものは国内で自給するというのが、根本的な建前に相なつております。大体さしあたりの用途を国内製塩七十万吨といたしてあります。なお本日この席上に提出いたしました資料におきまして、内地塩の製造能力を示してございますが、内地塩の製造能力は年間六十万トン、そのうち了承願いたしたのであります。その製塩方式別に申し上げますと、真空式で三十二万吨、蒸氣利用式で二十万吨、平がま式で五万四千トン、その他で二万六千トン、合計して六十万吨です。ただこれは、実際の塩田の現在の状況、あるいは鹽後施設の現在の状況といふものから判断したところの製造能力でございます。現在の能力は六十万吨。別に塩専売法で塩業者が公

社から許可を受けておりますが、その許可を受けるときの製造許可高といふものが別にございまして、これは七十五万吨に相なつております。が、実際の能力は六十万吨。なお最近の状況は、二十四年度実績で三十九万五千九百六十四トン、二十五年度は四十二万五千五百五十七トン、それから二十六年度の見込みは約四十五万吨となつております。予算で予定いたしました事業計画よりは、約十万吨程度内輸になりました。従ひまして、この輸入との關係を申し上げます。輸入は、本年度予算上は百七十万トンでございます。ただし、これは、実行上は百八十万ないし百八十二万トンという程度に考えておりました。この輸入の方はおおむね順調にその手続を進めておりました。

大部分はもう輸入の手配を終えております。来年度は予算で御承知の通り相当量の輸入は予定しております。要するに国内で食料塩を全部自給するという理想的な状況まで、現在の段階では進んでおりませんので、不足分は外塩の輸入になつていくことになつております。

○三宅(剛)委員 わが国の製塩もだんだん進歩いたして来ると思ひます。が、根本的にひとつ政府としてもお考えを願ひたいのです。私はたび／＼言ふこととでございますが、外塩のみに依存するといふことは、まことにわれわれといたしましては心細い。こういう点を考えまして、もう少し増産計画を行ふ必要があると思ふのでございすが、政府はなぜそういう方法をお講じにならないか。外塩ももちろん重点の一つではございまいしょうが、内地製塩に重点を置いて、外塩はそれに付

随するといふような線に切りかえることこそ、われ／＼は政府当局のなすべきことであると考えますが、これに對しまして所見を承りたい。

○久米政府委員 塩の国内生産を十分に振興いたしまして、ただいまお述べになりましたような方向に持つて行きたいといふことは、まったく同意でございます。私どももいたしまして、できるだけそういうふうな方向に向つて、あらゆる施策を進めて参つたつもりでございます。今後もお御鞭撻をお願いいたします。

○三宅(剛)委員 大分つゞ込んだ話であります。が、この製塩事業につきましては、何か制約を受けておるのではないでしうか。内地塩をこのくらゐ製塩し、外塩はこのくらゐ入れようというふうな割當、もしくはその他の示唆があつて、そういう意味合いで今までやつておられたかどうか。そういうことはないけれども、自然に要求があるから、そういうふうな制限がいつの間にか、もう少しつゞ込んで御答弁を願ひたい。

○久米政府委員 内地製塩につきましては、先ほども申しました通り、大体七十万吨のところのラインまでは、できるだけ早く持つて行きたいということ、設備の改良、あるいは政府からの低利資金の供給、その他一切の施策を、そういう方向で進めておるつもりなのでございます。ただ今御指摘の御意見の点は、あるいは終戦後のある時期においては、いろいろ司令部關係の意向その他で、内地製塩の進歩のテンポが少しゆるめられたのではないかと、いふふうな御指摘かと思ひますが、

そういうふうな事情は、御承知の通り若干あつたかと思ひます。

○三宅(剛)委員 私は今の久米監理官の御説明で大体了承いたしました。が、もう一つ申し上げたいと思ひます。事柄は、この製塩事業はもろろん天候に災いされますときにあります。災害があるわけでありまして、今度の改正によりまして大分よく直つて来たわけでございます。私はさらに拡大強化する意味におきまして、新たに塩田を設ける必要があると思ひますが、この設備をされる用意があるかないか。これ以上進展せしむるために、塩田を拡張する、こういう方面についての政府の御見解を承りたい。

○久米政府委員 塩田は非常に天候に左右されるところが多く、またその他いろいろ自然の條件の制約が多いわけでございます。塩田としての適地につきましましては拡張ということも考えられます。しかしごく大局的な表現を用いますならば、現在あるところの塩田を改良して、その塩をつくる能力を高めて行くというのが、まず第一である。自然の各種の條件がそろつた塩田適地については拡張もいたす。そういうふうな大体的な考えであります。

○三宅(剛)委員 また元へもどるわけですが、外塩につきましては、中国あるいは南方の諸地域であろうと思ひますが、またポンド地域からも来ることを思ひます。これらにつきましては、あらかじめ年間計画を立てまして、年々専売公社を通じて契約を続行されることと存するのでございませうが、その趣意において、多少向うに変更がある場合はせぬかと思ひます。たとえば契約にいたしまして、来年からは減らすということになりますと、こちらの方で不安が生ずるわけですが、そういうようなことは絶対皆無でしょうか、どんなものでしょうか、承りたい。

○久米政府委員 御質疑の趣旨がちょうどわからない面もございませうけれども、大體計画通り行けるのではないかと思ひます。

○三宅(剛)委員 さらに承りまするが、きのう専売公社の秋山總裁から、海水からとることを研究しておるといふ、まことに耳寄りな話を承つたのであります。私は技術者ではございませうが、相当これは技術面において、あるいは経費の面において、費用がかかるものと考へるのであります。政府はそれについて研究と考へを拂つておられますか。その内容をひとつ承りたい。

○久米政府委員 海水直煮——海水を直接に煮て塩をとるという方法につきましましては、現在公社といたしましては、小名浜にその工場をつくつております。一万トンの能力の工場でございます。これは熱エネルギーとして電力

を使ひますので、電力の供給が一つの前提條件になつております。なお御承知の通り関西におきましても、民間の会社でそういう計画が進んでゐる。これは発電事業と一貫の関係において、そういう計画が進んでおるといふことも、皆御承知の通りでございます。この方法は技術的に十分間違ひない方法であらうと考へております。ただ電気の供給を確保すること、その設備資金を確保すること、そういうふうな点に實際の問題があると思つております。

○三宅(剛)委員 私はこの塩田につきましまして、政府が今後も十分に研究を遂げ、機械製塩、あるいは蒸気製塩、あるいは真空製塩等々ありましようが、そういうふうなあらゆる面に力を用ひ、たとえば農林漁業の資金の一部を融通する、あるいはその他の研究資料を提供いたしまして増産をはかる。どうかそういう方面に奨励をいたしていただくかと思ひます。これにつきましまして、塩はもろろん専売になつておりますが、ある程度まで民営と申しますか、あるいはほかの方に共同してやらせる、あるいは専売の一部分でございませうけれども、民間にある程度までこれをやらしめて、しかる後にこれを統制して行くのが、今日の情勢であると思ひますが、大幅にもう少し民間に積極的にやらせる方法はないものであらうか、承りたい。

○久米政府委員 塩の製造は御承知の通り、製造したいという希望者は、製塩の許可を得て製塩をする。できまして塩を公社が收納するという建前でございませうので、製造そのものの、いかなる方法で製造する、またここに製塩適地があるからここで製造したいというふうな、民間のいろいろな着想というものは、塩の専売法上は製造許可という形で、民間の方のイニシアチブは十分に現われて来るというふうな、大體の仕組みになつておるようによろしく考へております。

○三宅(剛)委員 私はこの塩田の災害復旧事業につきまして、今回の改正は了といたしますが、さらに私どもの考へといたしましては、これは天候に支配されますから、天候のよろしいところ、たとえば雨の少いところ、中国地方であるとか四国地方等につきましまして、さらに私は拡大し得られると考へておるのでございませう。これらにつきましまして、農林中金あるいはこの資金の方からまわるわけでありましようが、もう少し特別な会計を設けて、これに補助させるような方法はないものかどうか。これを一点伺つておきたいと思ひます。

○久米政府委員 自然の條件が整つた塩田適地につきまして、改良あるいは拡張をして行くという上の資金の面につきましましては、御承知の通り農林漁業資金融通特別会計から、塩業関係につ

いて二十六年度は六億四千万円、それから二十七年年度は十億という金額を予定しております。全体の農林漁業の特別会計のうち、大體五割程度を塩に確保しておる。農林漁業の特別会計の中でも、いろいろその中に盛りたいという御希望の向きがたかさんございまして、塩といたしましてはもろろん重要なものでございませうので、そのわくの確保につきましては十分配意しております。来年度は四月以降十億ということでごかんべん願ひたいと思ひます。

○佐藤委員 深澤義守君。農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、農林当局にお伺ひしたいのであります。大體農林漁業の資金を現在どの程度消化されてゐるかというところであります。どうも政府は農林漁業に対するこの対策をもつて、日本の農業、漁業あるいは林業に対して、相當な政策をやつてゐるのだと言われているが、事実上はなか／＼この農林漁業資金が、一般の下の方では借りることができないという状況にあるので、そこで全体の資金のわくに對して現在何パーセントこれを消化されてゐるか。ここに表がございませうが、なおひとつ金融課長の方から具體的な御説明を願ひたい。

○林田顯明委員 農林漁業資金特別会計につきましましては、昭和二十六年年度にお

きまして百二十億の予算をやつております。それから二十七年にきましては、二百億の予算を計上しておるわけでございます。それで二十六年におきましては、現在までに貸付決定を見ておりますのは、百二十億四千九百万円になっております。それであと十七億五千万円ほど残つてゐるということになっておりますが、これは積雪寒冷單作地帯の土地改良の補助金が、一月と三月の間に活定いたしましたので、それに対して地元負担の八割以内の融資が十五億ほど見込まれておりますのと、林業の伐採調整が五億ほど見込まれておりますので、その点で遅れておるわけでありまして、三月一ぱいにはこれを実行するという計画にしております。現在までにすでに金が届いておりますのは、大体この貸付実行報告累計よりも十二億ほど上まわつて、八十二億ほど手元に届いておる状態になつております。

○深澤委員 今のお話によると、昭和二十六年は大分資金を消化したといふことになつてゐるやうであります。が、そういったと、資金は消化した。が、まだ下の方では借りたくても借りられないということになると、政府の計画しておる予定と、需要といふものの間に、相当の開きがあるといふことになるわけでありまして、需要に対して何パーセント程度現在の資金で出しているか、そういう事情がおわかりで

ございましたら、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○林田説明員 貸付の申請額は百五十億六千万円ほどに達しております。それに對しまして百二十億の予算で貸すということになつております。

○深澤委員 私の方の県の実例なんかを見ましても、信通等を通じて申請を出してしまつても、なか／＼書類がむずかしくて信通が受け付けない。従つて受理したもののが、大体農林省の方では申請したものというぐあいになつて来るわけですが、申請の形にならない前に信通ではねられておる、信通でまごついてゐるものがたくさんあるのです。そういう事情は農林省の方はおそらくおわかりにならないと思ふのであります。が、まず私は一つの例を申し上げてみたいと思ひます。現在の貸付のやり方は、農業協同組合を通じてやつてゐるのであります。ところが農業協同組合の過去三箇年の実績といふものを、具体的に調査をいたしまして、そしてその信用程度といふものが、貸出しの基準に實はなつてゐるやうであります。そういったと、最近においては、農協が非常に困難を來しております。私の方の山梨県におきましても、四十

金等は一、二、三万でありますから、これは問題になりません。あとの資金といふものが再建整備の組合ではまづたく得られなくて、非常に困難を來してゐる。そこで私がお聞きしたいのは、農林当局は、再建整備にかかつてゐるやうな農業協同組合には、この農林漁業資金は融通しない、こういうやうな方針を持つておられるのか、あるいは持つておられないのか、その点をひとつお聞きしたい。

○林田説明員 再建整備にかかつておりまする農業協同組合に對しましては、絶対に貸し付けてはいけません。個々の場合は、貸し付けてはいいけれども、個々の場合にその資産内容を検討いたしまして、貸し付けるといふことにいたしております。

○深澤委員 そういたしますと、その資産内容といふものは、今私が申し上げましたように、過去三箇年間の実績を調べて参りまして、非常な赤字が出ておるといふやうな場合においては、これは貸せないといふことになるのですか。

○林田説明員 たとえば資本金が非常に小さくございまして、それに対して借入金が多過ぎるやうな場合につきましても、十分検討する余地がありますので、貸付が困難なやうな事態も生じます。普通の場合で、その資金によつて再建整備もやつて行ける

という見通しがついておるものにつきます。ましては、貸せるといふやうにいたしております。

○深澤委員 そういたしますと、試算表等によりまして、大体資本金以上に貸出しがないといふやうな場合には貸せる、大体堅実な農協に貸せるということになる。ところが最近における再建整備なんかは、再建整備をいたしまして、何千万円あるいは何百万円の負債を背負つておるところが多い。そういうところは貸せないといふことになりまして、結局は農林省は通達を出してないが、再建整備のやうな状態のところには貸せないという結論になると思ふのですが、その間の事情はどうなりますか。

○林田説明員 たゞはその組合が農村工業をやるといふやうな事業につきましては、その資産の内容が相当問題になります。土地改良をやるとか、あるいは造林をやるとか、こういう公共的な施設をやつて行くといふ場合につきましては、貸せるといふことになりまして、おの／＼の事項別の貸付内容によると存じます。

○深澤委員 事実上は結局再建整備は、今申しましたように、土地改良をやるやうとしても、あるいはその他共同事業をやるやうにいたしても、なかなか貸してくれないといふのが実情であります。この点が實際において農林漁業が、普通の金融ベースの立場か

ら考へて行く場合には、ほんとうに借りて再建しようとする、苦しい立場から立ち上ろうとする農村には、これが役立たないという結果になつておるといふのが、私は実情であると考えておるものであります。そこで農林省は一応計画の中には酸土改良に對しまして、昭和二十六年においては二万五千町歩を予定し、四億五千万を予定してゐるのであります。ところがこれが實際は、その酸土改良に関する限りはほとんど資金融通をやつていない。あなたの方から出た表によりますと、そういうことになりまして、これは事實やつておりますか、やつておりませんか。

○林田説明員 酸土改良につきましては、相当やつておるつもりでございます。

○深澤委員 ひつとその具体的な数字をお聞きしたいのであります。

○林田説明員 酸土改良につきましては、牧野改良の中に相当程度含まれております。大体二億半ほどに決定するが、一億五千万くらいすでに決定いたしております。それでこれから出ておるわけでございますが、そのほかに酸土改良につきましては、国の補助金によりまして相当出ておるわけでございます。

○深澤委員 その酸土改良を牧野改良の中に入れるといふことはどういふわけですか。どうも牧野等の地帯が酸性土壌が多いといふことはわかつており

ますが、現在の普通の耕地でも酸性土壌が多いのであります。ところがその酸性土壌を改良することによつて、増産が非常にたやすくできるのですが、牧野に酸性改良の処置をいたしまして、牧野の生産力というものは非常に不十分であります。私は酸性改良は既成耕地に対して優先的にやるべきである、という見解を持つておるのであります。既成耕地にはほとんどやつていないのが現状であります。私はそこを聞いておるのであります。

○林田説明員 既成耕地の酸性改良につきましては、国の補助金の方で見えておるわけでありまして、それでこの融資につきましては、牧野改良を非常に重要視いたしまして、ことに牧草の酸性を改良するということは、有畜農業にとつて最も重要なことでございまして、その方を考えておる次第であります。

○深澤委員 そういたしますと、酸性改良は牧野改良に限つて、既成耕地の酸性土壌の改良はこの資金ではやらない、それは補助金でやる、こういうぐあいになりますか。

○林田説明員 既成耕地の酸性改良あるいはその他鉄分の不足の土壌とか、いろいろございしますが、こういうような土地改良につきましては、現地融資をやつて行くかどうか、検討中でございます。

○深澤委員 そこでちよつとお伺いたいのではあります。新潟県の亀田郷、これは日本で最大の土地改良をやつております。ここに対するこの農林漁業による融資というものは、どの程度やられてゐるのか。最近その問題にからんで不正問題が起きています。それで農林当局の中央のある人が、検査庁の喚問を受けたという話も聞いております。この間の事情がもしおわかりであれば、これは日本最大の土地改良のところでありまして、特に私は関心を持つていますが、この間のいきさつをひとつお聞きしたい。

○林田説明員 新潟県の亀田郷のお話でございますが、これはおつしやるように日本最大の土地改良事業でございます。それでこの件につきましては、私もよく聞いておりますが、十分な聞き方はいたしていませんので、なお御必要がございましたら、後刻よく調べた上で御答弁したいと思ひます。

○深澤委員 この事件の内容のいきさつはともかくとして、亀田郷に対してどの程度の融資をやられておるか。その総額がおわかりになりましたらひとつお聞きしたいのです。

○林田説明員 たしか七千万か、八千万くらいだと思つております。

○深澤委員 そこで私がお願いしたいのは、この農林漁業資金に關しまして

の各府県別あるいは各事業別に、従来の実績が詳細に記された資料が、たしか農林省でつくられてゐると思うのですが、念のためにそういう資料を大蔵委員会に御提出願えれば、非常にけっこうだと存じますが、そういう資料が御提出できますかどうか。

○林田説明員 現在つくりつつある状態でございまして、本日中にできずるので、あした提出したいと思つております。

○佐藤委員長 午前中はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後二時四十四分開議

○佐藤委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

午後はまず第十二国会に提出せられ、閉会中審査を経まして今国会に引継がれました在外公館等借入金金の返済の実施に關する法律案を、本日の日程に追加して議題といたします。

在外公館等借入金金の返済の実施に關する法律案

在外公館等借入金金の返済の実施に關する法律

(この法律の趣旨)

第一條 在外公館等借入金金の返済の実施に關しては、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二條 この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金整理準備審査会法(昭和二十四年法律第七十三号。以下「審査会法」という。)の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金金をいい、以下「借入金」と略称する。

(借入金の返済)

第三條 大蔵大臣は、国に対して借入金の返済を請求する権利を有する者に対して、本邦通貨をもつて借入金の返済を行う。

(借入金の金額)

第四條 借入金の金額は、審査会法第六條に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額(同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円)とする。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第五條 大蔵大臣は、毎会計年度、予算の定めるところにより、当該会計年度に返済すべき借入金金の金額及びその返済に關する事務に要する経費に相当する金額を一般会

計から国債整理基金特別会計に繰入れなければならない。

(事務の委託)

第六條 大蔵大臣は、借入金の返済に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 大蔵大臣は、借入金の返済に必要な資金を日本銀行に交付することができ。

(返済手続の細目)

第七條 借入金の返済手続の細目は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二十二号中「返済の準備」を「返済」に改める。

第十三條第一項の表在外公館等借入金評価審査会の項中「在外公館等借入金金の返済に關する法律案」を「在外公館等借入金金の返済」に改める。

3 在外公館等借入金金の返済の準備に關する法律(昭和二十六年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第一條の法律案」を「借入金の返済」に改める。

在外公館等借入金換算率表

別表

借入金提供地域	現地通貨	借入金提供時期	換算率 (本邦通貨一円に對する現地通貨表示による金額)
朝鮮	朝鮮銀行券		1.50円
	日本銀行券		1.50円
満洲	満洲中央銀行券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	東北九省流通券	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和22年3月31日以前	1.60円
		昭和22年4月1日以降	10.00円
関東州	朝鮮銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
	満洲中央銀行券	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
	ソ連軍票	昭和20年12月31日以前	1.60円
		昭和21年1月1日以降	10.00円
華北	中国連合準備銀行券		100.00円
	法幣		20.00元
	関金券		1.00元
華中・華南	中国中央儲備銀行券		2,400.00円
	法幣		12.00元
	関金券		0.60元
	アメリカ合衆国ドル		0.01ドル
	中国連合準備銀行券		100.00円
	昭和十二年軍用手票		10.00円
タイ国	タイ国通貨		1.00バート
仏領印度支那	仏領印度支那通貨		1.00ピアストル

備考

一 第四條の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金確認証書の記載に従い、借入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満洲又は関東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められた換算率を使用して行うものとする。

二 借入金提供地域が中国の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認証書に記載された在外公館、邦人自治団体その他当該借入金の提供を受けたものについて大蔵省令で定める区分に従い、「華北」又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。

○小山委員　ただいま議題となりました在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案につきましては、去る十二国会において提出され、本委員会において審査され、さらに閉会中の審査を受けて本国会に引継がれた法案でありますので、この際提案趣旨の説明聴取を省略し、ただちに質疑に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○佐藤委員長 御異議ないようでありますから、本案につきましては提案趣旨の説明を省略して、ただちに質疑に入ることといたします。塚田十一郎君。

○塚田委員 この機会に、本法案は前会期に相当私もいろいろなことをお尋ねいたし、同僚委員もお尋ねになつて、大体結論が出たようであつたのであります。なお関係者からの強い要望がありまして、本会期まで継続審議をして参つたのであります。そこで問題になつておりました点は、そのうちの一審根本のものは五万円で打切るといふところにあるのであります。ところが一方財産権の侵害になるという意見と、政府が借りたものを返さないといふことは、道義的によくないといふ考え方と二つあつたようであります。が、一応結論がこの前の委員会におきましても、今日の財政経済の実情から申したしましては、五万円では無理じゃないかといふことで、われ／＼も了承して参つたのであります。しかしよくまた関係者の意向を聞いてみますと、非常に気の毒な事情にあるものがやけ

り相当であるのでありまして、このうちことに気の毒だと思われますのは、当時の混乱した状態におきまして行われたことでありますので、その実質においては、当然幾人かの人たちが分割して醸出されたものを、まとめてお出しになつた。ところがその証拠が十分でないために、今度の確認においては十分分割ができないでおるといふ件数

が、かなりあるように思われる。そこで前会期の終るまでに、一応到達いたしましたわれ／＼委員会の結論といた

しましては、その問題と合せて、今までの申請打ち切り期限までに申請漏れをしているものに、相当気の毒なものであるということで、再申請の機会を與えたいということが、当委員会の大体の共通した結論であつたのであります。

そこでその点には本委員会として修正案を出す心組みでおるのでありますが、その再申請の機会に、今申し上げましたような、実質において当然幾口かに分割さるべき形様をもつておるもので、証拠等が十分ないために、かなり困難をしておられるものについても再申請——この場合には分離申請であると思いますが、分離申請の機会を與えて、そうしてその判断の基準を、当時の混乱しておつた事情をよく考慮されて、最大限に好意的なとりはかりをやつていただく御意思があるかないか。この点を一点政府側にお尋ねしたい。

○西村(重)政府委員　お答え申し上げます。公館借入金の問題につきましては、ただいま塚田委員からお話がありました点は、十分に承いたしたいと思ふのでございます。と申しますのは、ああいう混乱の状態下におきまして行

わたしたちだけに、あるいは分離されておつたものが、内地へ歸りましてこの法案をいじります際におきまして、あるいはその前におきまして、確認等の行為につきましてどうしても当時の事情を急速につかむために、分離ということをも十分実体を確めないでやつた場合があるかもしれません。また同時に、終戦後数箇年の間寝ておつた問題

をここでいじりましたために、當時住所その他の關係から、申請漏れという状況下に立つておるような人もあろうと

思います。従いましめてできるだけ私ともの方としては、再申請の機会がもし與えられます場合におきましては、同時にこの分離されて扱う、言いかえればまとめられたものを、当時の混乱した状態をできるだけしんよくして、

分辯申請を認めるような方法で扱つてうにいたしたい、こゝう解釈をいたしております。

○塚田委員　いま一点お尋ねいたしたいのは、これは前会期におきましては、あまりわれ／＼もはつきりとして、問題の存在を意識しなかつたのでありますけれども、今会期の、ことに予算が通過したあと、今日になって非常に感じますことは、在外公館の借入金をこのように打切つたとはいひましても、五万円までというような相当寛大な判断でもつて補償する。ところが今度一方で戦争で犠牲を受けた方々は、一命をなくされた方でも五万円しか、しかも公債でしか行かないというような場合、非常に不つり合ひを生ずるおそれがないかということ、ことに在外公館借入金も在外資産の一種であると思うのであります、他の在外資産はそれでは一体どういう措置を受け

るのかということ、これらのものを総合的に考えました場合に、これは前国会におきましては五万円がむしろ低過ぎるという感じが、かなり強く出ておつたのでありますが、今日の状態では五万円もむしろ多過ぎるのじやないかというふうに考えられないでもない。これらの点を政府でどういうぐあいに考えになるか。その点をひとつ新し

い。○西村(直)政府委員 お答えいたします。

す。御存じの通り遺家族に貸しては一柱を中心としまして五万円、しかも交付公債、これ自体でも少いというような問題があり、また一面におきまして在外公館借入金を五万円で切りましたというのも、理論的根拠があるようである。

ない、一つの目安である。これは建前からいいますならば、逆に財政支出の面からもある程度考えて行かなければならぬ。こういう点から目安の点をどこに求めるか、理論はどうにも立つて思うのであります。一方におきまして私どもが見ますように、引揚げた方々の生活というものを考えて参りますれば、そういう面において、国としてある程度それを支拂つて行かなければならぬ。しかし一面におきまして今お話がありましたように、在外資産の補償にも、ややもすれば事実上関連しやすい問題でもあり、その目安の問題でありますが、私どもは今のところ財政、それから今度は気の毒であるという建前、あらゆる観点から考えて、大体まあ五万円のところで打切るのが、妥当ではないかという意味で考えておるわけでございます。

○佐藤委員長 本案に対する影響はこの程度にとどめ、次会に譲ることといふたします。

○佐藤委員長 次に塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、及び国庫有財

の一端を改正する法律案及び自民党の
産特別措置法案の五案を、一括議題と
して質疑を続行いたします。質疑は通
告順によつてこれを許可いたします。

夏堀源三郎君。
○夏堀委員　主税局長にお伺いいたし
ます。一般金融機関の通常の貸付金に
對しての貸倒れ準備積立金に對して
は、法人税法の施行規則によつて、免
税規定がなつてゐるという事とを聞

○平田政府委員 金融機關と企業と両方でございますが、貸倒れ準備金といふは、一定の金額を積み立てた場合におきましては、一定の限度を限りまして、その事業年度の損金に算入するという措置を講じておりますことは、お話の通りでございます。

○夏堀委員 一定の限度ということはどういう限度ですか。

○平田政府委員 これは一般の金融機関の場合におきましては、積立て額の残高の最高限度を、期末における貸付金の百分の二、それから毎期の積立て限度を、同じく期末の貸付金高の千分の七、または利益金額のたしか三割五分、その以内において積み立てた場合におきまして損金として算入する、こういうことをいたしております。

○夏堀委員 農林漁業の資金融通法に
おいてこの準則省令第七條によつて、
受託者が未回収元利金の二〇%の金額
を、借入にかつて弁済することに
なつておるのでありますが、その受託
者はこの分に対して貸倒れ準備の積立
てをしなければならぬ、こういうこ
とになつておるのであります。とこ
ろが現行法人税法では、この農林漁業
資金融通法の面、貸倒れ準備の積立
金に対して法人税を課せられること
になつておると聞いておりますが、こ
れはどのようなことになつておるま
すか。

○平田政府委員 ただいまのお話はど
ういうものでありますか、私まだ詳細
に聞いておりませんので、はたしてお
客が適当かどうかわかりませんが、
その受託者がたとえ金融機関である
という場合におきましては、その受託
者を通じて貸し付けるわけではござ
いまして、その金融機関が貸し付けま
した期末の貸付金の残高、並びにそ
の利益金額の一定割合以内、それに
該当する限度におきましては、そうい
うものにつぎましてはやはり貸倒れ準
備金は積み立て得るものと、私は了解
しておる次第でございます。ただそれ
が単純なつせん程度でございまして
ば、そういうふうにならぬと思ひます
が、受託金融機関が一応自分の貸付金
として最終の貸付先に貸し付ける、こ
ういふ場合におきましては、当然法人
税法の規定によります貸倒れ準備金の
制度が適用になる、このように見るべ
きものだと存じます。その辺の具体的
内容がどのようになつておりますか、
それによりましてまたはつきりさせる
必要があらうかと思ひますが、一般的

にはそのようにならうかと考えており
ます。

○夏堀委員 この法律によるいゆる
受託者ですから、金融機関が自己資金
というのではなく、政府資金を預か
つておる、そのうちの二〇%は、金融
機関がもし回収が不能になつて来れ
ば、その損失を負担しなければならぬ
、こういうことなんです。そのため
に二〇%を積み立てておく、こういう
ことになつておる。そこでその損失と
いうことは、二〇%であるかあるいは
一〇%であるか、これは未定の問題で
ありますけれども、農林漁業という
貸付は結局零細な農業者、漁業者、主
として組合が借り入れるということに
なるだらうと存じます。これは個人で
もありますけれども、そういう零細
な連中への貸付金でありますから、従
つて回収不能の面があるいは二〇%以
上も出るのではないだらうか。これは
まだ結果には現れておりませんが、
私はそういうふうな予想をするのであ
ります。それであつたならば、普通の
金融機関としても同一の方法をとるべ
きではないだらうか。ひとり農林漁業
金融の融通法の法律によつて定められ
た、これにだけいわゆる免税の措置が
ないということはどういふことか、こ
う考へる次第であります。その点をも
う一ぺん御答弁を願ひます。

○平田政府委員 今のお話の受託機関
の貸付関係がどうなるのか、その辺の
事情によりまして若干違ふかもしれま
せんが、要するに税法にいたしまして
は、受託機関の期末における貸付総額、
ひとりそういう特別の資金だけではご
ざいけません。その金融機関の一般の貸
付資金、それから全部含めまして、

先ほど申し上げましたところで毎期
千分の七、それから利益に對しまして
三割五分、その範囲内にあきまして貸
倒れ準備金を積み立てることができ
る。そういう場合におきましてはその
分は損金に算入する、こういうことに
なつておる次第でございまして、今お
話の点も、そのわくの中におそらく入
つて来るかと存する次第でございませ
んけれども、わくの中に入つてゐる限り
におきましては、やはり一般の貸付と
同様な扱いを受ける、このように相
なると存する次第であります。

○夏堀委員 農林省から林田さんがお
見えになつておりますが、今私が主税
局長に質問しておりますことは、回
收不能になる場合を考へて、二〇%の
積立てを金融機関はやらなければなら
ないんだ。それはその通りやつておる
であります。はたして二〇%でこ
の損失の補償が一体足りるのかどう
か。この点に對して、まだ結果が現わ
れないので、ちよつと御答弁はお困り
になるかもしれませんが、何か見通し
はわかつておると思ひます。この点に
對して御答弁を願ひたいと思ひます。

○林田説明員 農林漁業資金につきま
しては、何分にも農業というものは、
非常に長期の融資を要するものであり
ますし、またその健全性におきまし
ても、いろいろ考へべき余地があるの
であります。特に貸付金の元利合計
が回収できない場合に、その二割を金
融機関で負担してもらつて、この貸付
の健全性を、金融機関が融資をするに
あたつて考へてもらふことによつて、
融資して行きたいというふうな考へか
ら、これをやつてゐるわけでありませ
んが、この貸付にあたりましては、相

当貸付を受けるものの資産内容にわた
つても調査しておりますので、そん
なによつて回収ができないとい
うようなことは、ないじやないかと考
へております。

○夏堀委員 回収ができないことはな
いだらうと、たいへんけつこうな案
を御説でありますけれども、これま
での結果から見て、農林漁業者に對し
ての貸付は、その順調には行つていな
いはずであります。たとえば農林中央
金庫の貸付がどうなつてゐるか。そ
れは帳簿に残つてゐるからいつかは回収
になるだらう。しかし帳簿に残つてい
ることによつて、完全回収になるとは
考へられない。あなたは今大丈夫だと
おつしやるけれども、期限後何箇年を
もつていゆる回収不能であるか、あ
るいはまだ見込みがあるかということ
は判断ができませんか。この点の
ようなお考へを持つておられますか。

○林田説明員 ただいまおつしやいま
したように、特に回収が困難である
というふうなことが予想されます。そ
金のようものが考えられます。その
他のものにつぎましては、あまり回収
の困難であるということが最初に予想
せられるものにつぎましては、貸付を
行つておられないので、今のところは
災害復旧のようなものが第一に考えら
れます。その他のものは、大体貸付の
回収ができて行くじやないかと考へて
おります。

困つてゐるのであつて、これが貸して
も返せないのだということ、農中
はあまりこの貸付に對しては歓迎しな
いのだ。これは實際問題である。この
農林漁業の今問題になつてゐるのは、
この金は政府資金である。この農林漁
業者がどこまで政府資金は当然返さ
なくてはならないのだ、こういうふうなこ
とを考へてゐるのであります。である
から農林省は今御答弁になりましたけ
れども、私の考へとしては、これは相
当回収は不能である面が出て来るであ
らう。結果を見なければわかりませ
んけれども、今までの成績から見て、大
体そういうふうな予想は當るのじやな
いだらうかと申し上げても、さしつか
へはないと思ひます。そういう場合に
金融機関が二〇%の損失を負担するた
めに、積立金をしてあるのだ。これに對
して今主税局長からいろいろ御説明が
ありましたけれども、普通金融機関の
貸倒れ準備金に對しては、これは免税
するということとはつきりしておるよ
うであります。これはいろいろ御意見
もありましたけれども、今のところ
農林漁業の金融の面に對しては、そう
いふ法的措置はないのである、こ
れも普通の金融機関と同様な措置をと
るのであるかどうか。これをはつきり
御答弁願ひたい。

○平田政府委員 その点も今申し上げ
た次第でございまして、受託金融機関の
場合におきましては、その金融機関の
ほかの貸付金と一緒にしまして、私
がさつき申し上げましたような限度で
それら準備金の積立てができる。従
いましてそういう資金を受託金融機関
を通じて貸す場合におきまして

は、その貸付はやはり当該金融機関の
貸付になるのではないか。もしもそうい
う方法ではなくて單純なあつてんでご
ざいますと、そういうことにはならな
いと思いますが、やはり受託金融機関
が貸し付けたことになりましたれば、こ
れはやはり當然先ほど申し上げました
一般の貸付金高になりましたで、その部
分に対しまして、先ほど申し上げまし
た限度の以内において、それ〴〵準備
金の設定ができる、こゝういふ關係にな
るかと思ひます。その辺の關係がどう
なるかということにつきましては、私共
は今初めてその問題をお聞きしまして、
内容をそれほど吟味しておりませんの
で、そういうことでありますれば、そ
のようになるということをお答え申し
上げまして、はつきりいたしたいと思
ひます。

○夏編委員　まだその内容を十分に
おわかりにならぬということですが、
政府に今こではつきりした御答
弁を承ることは無理だと思いますが、
あつせんという言葉が当るかどうか、
やはり委任状によつて受託者となる、
こういうことになつております。委任
状によつて受託者となつてゐる。そし
て二〇%のいわゆる損失負担をしなけ
ればならないのだけれども、これに対
しては手数料が入るのだということ
が、まあいろいろの面で考えられまし
ようけれども、それは積立てしてある
のだ、こういうことである。それでこ
の問題は法律の面では免税の措置はな
い、こういうようなことに考えており
ましたので、なお十分にお調べの上
で、もし私の考えていることが適當な
ことであつたならば、ひとつこれも免
税の措置があつていいのじやないかと

考えておりますから、ひとつお調べ願
いたいと存じます。

また銀行局長が見えませんから林田さんにもう一点。この金融をする際に各県のわくというものがあるのか。あるいは申込金によつて貸し付けているのかどうか。これはどちらの方でありますか、御答弁願いたい。

○**林田説明員** 農地に対する貸付につきましては、各県のわくをつくりまして、その中から各県別に順位をきめて貸し出し、そのほかにつきましては各県のわくはきめておりません。

○**重振委員** 農地に対してですか。

○林田説明員 はい。

○夏堀委員 その他はわくはない……。

この資金の融通に際しては非常にむづかしい手続を要する。金を借りることにまことに機敏な頭のいい連中は、早く申し込んでこの融通を受け

る。だが中央から離れたたとえば東北とか北海道の方は、その手続というもののこのごろは少々わかつたようだけれども、県自体がぼろつとしていたので、その手続がおそいために、全然法律で定めた金融の恩典にあずかるこ

とができない、こういうことがあるとうであります。そうしてわくがあればとおつしやいますが、わくを各県に定めても、今のようには手続がおそいためにみなこれをとられてしまった、そういう事実があるかないか。この点は

いかがでしよう。

○林田説明員 土地改良につきましては、今申し上げましたように県別のわくをきめておりますから、県でほかの方にとられてしまうということはないと思いますが、その他のたとえば酪農

ますと、やはり早く上つて来たものについで、貸付をやつて行くというようにやつておりますので、あるいはそういうふうな点があつたかも知れません。

○夏樹委員 これは事務上のことでここで論じてもいたし方ありません。今申し上げたように金を借りることの上手な人は、事務的に非常に手取り早くやる。まあこればかりじゃなく、すべて諸会社がその係を置いて、金融

面においては非常に機敏にやるという
ようなことで、地方の方ですべての金
融の措置に対して恩典にあづかれるそ
の方法を知らぬ者は、いつも非常にば
かを見るということは、御承知の通り
であります。私の今まで各方面から

つたところによりますと、やはりこれは手続が非常にむずかしい。近い所であればよい／＼上京して、いろいろのことを勉強するけれども、県の方でもこの問題に対してはあまり指導面がはつきりしておらぬので、せつかくの

法律も、その恩典に浴することができないという面がたくさんある。こういうことを聞いておきますので、この占を農林省の方から地方庁に対してその占連絡を緊密にして、できるだけこの國典に浴するように御措置あらんことを

要望しておきます。

○小山委員 農林漁業特別会計の問題につきまして一、二点伺つておきたいのでありますが、昨年度この農林漁業の特別会計制度ができましたときに、時の農地局長及び官房長の御同意を得ま

して、災害復旧の問題、災害復旧に對
しまする資金の考え方につきまして
は、法本来の建前は、今年度に起つた
災害に對して、それを復旧する資金と

いうことになっているのであります
が、昨年の農地局長及び官房長のおは
からいによりまして、連年農地災害の
起つていような、たとえば九州とか
そういう地方におきましては、過去に

おける災害復旧費の支拂いのできない部分、これについてもこの法の適用を受けるようにお願いして、事実そのようにやつていただいたのであります。が、今年度においてもそのようなお取扱いをなさるおつもりかどうか。この

点について金融課長の御説明を伺つておきたい。

○林田説明員 災害復旧につきましては、宮崎県のように二十二年ごろの災害復旧で、まだ国の補助が全部完了していないようなものもございます。

で、そういうものにつきましては、特に主務所管局であります農地局とも相談いたしましたして、特別の措置を講じて行きたい、かように存じております。

○小山委員 それを伺つて非常に安心いたしました。

次にもう一つ共同施設の問題であります。私は農業共同施設というのは、農業倉庫とかあるいはその他特等物のものというふうに、今まで了解しておつたのであります。ところが農村においては、たとえば農業協同組合の組

織よりもつと下部の組織におきまして、製茶工場のようなものをつくりたいというような動きが、非常にあるのではありません。たとえばあぜやたんぼに茶が相当に植わっている。そしてしかもそれをいろいろ手入れしているけれども

ども、さて売先がない。ところがこゝは農業協同組合の仕事としては少し小さ過ぎる。そこでそれらの人たちが任意の組合をつくつて、百万とか百五十

万というような施設で、製茶工場をつくつて十分に採算が引合う、こういうような事例がわれ／＼のところにたくさんあるのでありますけれども、そのようなものはやはりこの農林漁業資金

か。この点をお聞かせ願いたい。

○林田説明員 今おつしやいましたよ。もうな事例は、融通法の第三條のその他共同利用施設というものに該当するわけでございます。それでその他共同利

用施設と申しますと、これは農林水産業者が集まりました、共同に利用して行く施設という意味なのであります。それに何はいかぬというふうな限定的な規定はないわけでありまして。だから製茶でもその他何でも、そういう

ふうな共同利用施設はできるわけでありませんが、従来資金量との関係で、そこまで手が延びていなかつたのであります。資金量が多くなるにつれまして、そういうふうな農村工業的な面も今後考えて行きたいというふうな

存じております。

○佐藤委員長 高田富之君。

○高田(富)委員 これは関税定率法と
関連があるので、主税局長にちよつと
お伺いしておきたいと思うのでありま
す。最近非常にたくさん外国のお菓

子が、ちまたに汜濫しておるのであります。が、あれは正式に輸入されたものですか。それとも放出されたものですか。

○平田政府委員　日本の一般市場における外国品の販売状況でございませ

が、先般もお答え申し上げました通り
実は外国品につきましても、ことゝ
の一月から外国為替のわくの範囲内に
おきまして、ある程度の輸入を認めま

して、その認めたものにつきましては、
関税等を課税いたしまして、市場に売
り出すというのを認めて来たわけで
ございます。それまではどちらかと申
しますと、どのルートからであるか
知りませんが、横流れがあるいは正式
に放出されたようなものが出て来たの
が、多かつたと思ひますが、この一月
以後の分につきましては、大体におき
まして関税なり物品税等を課税いたし
まして、それが一般に売られておる。
これは日本に外国人が相当おられま
すので、主としてそういう人たちの需
要に充てるといふことを、目的とする
ものでございまして、そういうふうにな
りますと、日本人の方にも平等な扱い
をした方がいいやないかという意味
で、一般に売出しを認めておるような
状態でございまして、今御指摘のお菓子
が、それに該当するものでありますか
どうですか、その点は取調べてからで
ないか、お答えしたいと思ひます
が、一般的にはそのようになつており
ますことを、御了承願ひたいと思ひま
す。

○高田(審)委員 続けてお伺いします
が、数量が目につくほど非常に多く
て、学生などがアルバイトでどん／＼
そこらで売つてゐる。これは日本の御
菓子の製造、小売業者に対しまして、
相当大きな圧迫になるのじやないかと
思ひます。今度の行政協定の内容を見
ますと、駐留軍の家族とか軍属の家
族、そういうようなたくさんの人々に
必要なものは、無税で入るといふこと
になつておりますので、今後はそうい
うふうな形でたくさん入つて来たもの
が、また今までのように氾濫するとい
ふことになつた場合に、これを取締る

方法が、現在までであらう状態であり
ますから、ない。そうすると結局無税
でどん／＼というルートを通つて、
菓子類が入つて来るという危険性があ
るのではないかと思ひます。その点に
ついてどういふふうな対策を持つてい
るかということが一つと、それからも
う一つは今の答えによりまして、一
月以後正式に関税をとつて輸入が
できるようになつた、こういうこと
で、輸入すると正式に入つて来るに
しましても、いささかこれは異常に
多過ぎるのではないか。そこでそ
ういふ外国のあいつた普通一般の菓
子類は、日本に幾らでもできるのであ
りますから、国内の業者を保護する
というふうな意味合いにおきまして、ほ
とんど禁止的な高率関税を課しても、
さしつかえのない品目じやないかと思
ひますが、その点についてのお
考えを伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 今お答え申し上げま
した通り、最近に出しておりますお菓子
類がはたしてどんなものであるか。こ
の点につきましてはよく事実を調べま
した上で、適當なときにまたお答えい
たしたいと思ひます。私が一月から認
めておるといふのは、実は無制限に認
めておるわけではございません。これ
は外国為替管理法で一定の資金のわ
くを認めまして、その範囲内におきま
して、ある程度の外国の消費財の輸入を
認めておるといふ趣旨でございまして
す。それから行政協定におきましては、
軍人、軍属及びその家族の用に供する
ため輸入されるものにつきましては、
免税するということになつております
が、これを他の人の用途に供した場合

には、当然課税するということにいた
す考えでございまして、そのような場合
におきまして、はたして横流れを防止
することがうまくできるかできない
か。これは確かに一つの大きな問題で
ございまして、そういう点につきまし
ては、今後は今までのよりさらに一層は
つきりした態勢の上りましますように、合
同委員会等よく打合せまして、対策
を講じて行きたいと考えておる次第で
ございまして、むしろそういう点は、今
までのよりもほどお互いにはつきりい
たす可能性が多くなる、このように私
は考えております。

○高田(審)委員 国有財産関係につき
まして二、三お尋ねしたいと思ひので
す。これは実例をあげてお伺ひしたい
と思ひますが、埼玉県児玉郡に大
きな元の飛行場跡があります。この飛
行場の跡が開拓地になつておるとい
う例が、全国的に非常に多いわけであ
ります。その開拓地になつて、開拓者が
入植しておりますところに、なお部分
的に元飛行場の施設の一部が残つてい
るという例も、おそらく全国的に相当
あるだらうと思ひます。その一つの実
例として、埼玉県児玉郡の大きな
飛行場跡であります。そこに格納
庫並びに滑走路が、開拓地の中に依然
として残つておるわけです。非常に厚
いコンクリートが何かで、何十メー
ルの幅で何百メートルというものが残
つてゐるのです。これは周囲が全部農
地になつております関係上、どうして
も、そこへ入植しておる人々とすれ
ば、そういうものは早く撤去したいと
つて、そうしてそこを農地にしたいと
いう希望を持つておるわけです。なお
格納庫なんかもそういう所に付属して

一つくらいあるわけですが、それも現
在はほとんど使つておりませんで、た
また民間の会社なんかで物置などに
使いたいということになりますと、大
蔵省では相当の家賃をとつて、貸した
り何かしておるようなことになつてお
ります。しかしながらこれはそういう
開拓地の真中にある障害物であります
から、撤去するか、あるいは無償で開
拓民全体の利益になるような方法で
これを利用させるか、何らかの方法で
開拓民に負担をかけずに、合理的に処
置してしまふということが、今一般の
非常に強い要望事項になつておるの
であります。そういうふうなものに対
しまして、大蔵省としては、そういう
ものを自分の国の費用で破壊し撤去
してもできないならば、開拓民があ
る程度自分たちが負担しても、労力を
牽仕しても、そういうものを破壊して撤
去したいというふうな話があつたとき
に、これは国のものだといふことで、
そういうこともできないといふよう
なあれがあるのであります。そういう
施設をこの際何らかの方法で、さつ
き私が申しましたように、合理的に処
理してしまふ方法を考へておられるか
どうか。またどういふ方法があり得
るか。それをひとつ御説明願ひたい。

○内田(常)政府委員 旧飛行場等で農
耕に適用する部分は、終戦後よりあ
る自作農創設に関する法令等の趣旨に
従ひまして、大蔵省から農林省へ所管が
えをいたしまして、農林省から自作農
創設の一環として、売却をしておる
ものが多いようであります。その場合
御説のように格納庫や滑走路が残つ
て、そのままになつておるものもある

と思ひますが、これは農耕地としてそ
の土地を利用して農民の団体に、
ただちに無償で交付するとか、あるい
は破壊してもかまわないというわけに
は参りませんけれども、今後状況に
応じて適切な措置をとつて参らなければ
ならないものと考えます。ただ今回提
案いたしました国有財産特別措置法等
におきましては、たとえば格納庫等で
公民館等に適用するものがかりにあり
と仮定して、当該公共団体が公民館等
に使用する場合、特別な措置ができ
るようにはなつておりますが、同じ
ような趣旨で今後具体的に考へらるべ
きものと存じます。なおまた実例によ
りますと、必ずしもその現地の農民関係
等で、利用したり破壊したりすること
が一番適當ではなくして、格納庫等はた
いがい鉄骨でありますから、他の業
者——たとえば倉庫業者であります
かあるいは製鉄業者等が、移築して工
業用に使用したいといふような申請があ
る場合が多いようでありまして、その
ような場合には、国の費用でとりこわ
すのではなくて、移築を目的とする業
者に国から拂ひ下げまして、とりわけ
るということもやつております。

○高田(審)委員 それから元造幣廠の
跡か何かで、相當の建物があります
が、これに被災者であるとか引揚者で
あるとかいふ者が住み込みまして、現
在まで住み込んでおつた者に、何箇年
賦か何かで買ひ取つてくれという買
取りを申し入れておるようで、ほとん
ど今そういうふうな処置してゐるので
はないかと思ひます。しかしそれもや
はりそういうところに住んでゐるくら
いの人でありますから、ほとんど失業
者のような人が多くて、これを買ひな

いで済むならば、無償で貸しておいてもらいたいとか、あるいはごく安い家賃で貸しておいてもらえるならばというような要求が、非常に多いのでありますが、もしそれを買取らないと、よそに転売してしまうのではないかと

いうようになうわさも飛んで、現在住んでいる人々がかなり不安に陥っている向きがあるのであります。これに対して政府当局は、何らかの方法でもつと特別に社会政策的な意味を含めて処置する考えはないかどうか。これをひとつ伺っておきたいと思います。

○佐藤委員長 宮原幸三郎君。

○佐藤委員長 宮原幸三郎君。

○官廳委員 国有財産特別措置法案に
關連して、管財局長にお尋ねしたいと
思います。本法案は、言葉は非常に堅
いですが、いい意味の守銭奴の財産管
理にとにかくなりがちな、大蔵の伝統の
からを破つたような意味の画期的立法

で、さすがは内田官財局長が手がけられた法案だという趣旨において、われわれはこの法案を一読しただけで、おおよそ賛意を表する気持ちで起るのではあります。しかし何分重大な影響のあることでありますから、われわれは慎重

重に審議して、これに対処しなければならぬという感じを持つておるのであります。ところでこの法案の目的としております財産処理の適切ということのほか、各般の政策に寄與するといふ、重要政策に対する寄與というふう

ちには、公共の福祉の増進または民生の安定、産業の振興というような、ことに国策のうちでも超重点的な目的を、ここに掲げられているのであります。このたびの行政協定によるところの施設提供の問題、これと矛盾なく両

立ができるという自信を、大蔵御当直はお持ちになっているのであるかどう
か。施設提供につきまして、予備作
班の発表せられておるところの原則の
うちに、固有財産優先ということがあ
る。設提供の眼目になっておるようであ

設提供の眼目になつておるようであり

設提供の眼目になつておるようであり

は、御承知のように国有財産の処理につきまして、旧軍港市が従来国の非常な厚い保護を受けておつた。しかるにそれが敗戦の結果、一切の国の保護はなくなつて、新しく平和産業都市として再建して行かなければならない、こういう趣旨から国有財産につきまして、特別のいわば、御質問の言葉にもありましたが、事実は、今この国有財産特別措置法は、国有財産の処理につきまして、先ほども申し述べましたように、国の進歩的政策と調整させて参るのであります。この場合その利益は当然日本中の各公共団体に及ぶと同時に、旧軍港市にも及ぶのであります。何ら旧軍港市の利益を排除するものではありません。しかるがゆえにこの附則の第四項にも、旧軍港市転換法の関係は、旧法はなお生きておる、言いかえすれば、旧軍港市であつたところの奥その他の都市は、旧軍港市転換法の利益も当然従来通り受けられるし、今回の法律による特別措置の利益も受けられる、いずれでも重い方を受けられるという関係になるのであります。これは宮原委員等が従来御努力になりました軍港市に対する国有財産に関する利益の一部を、同じ宮原委員等の御思想に基づきまして、他の公共団体に拡げた、こういう関係になるものでありますから、何ら旧軍港市の従来の関係が狭められることにもなりません、またさうな取扱いはしないつもりでございますから、御承知願ひたいと思ひます。

○宮原委員 法案の第二條に、臨港施設として公共の用に供する場合の無償貸付の規定があります。この臨港施設

の内容であります。臨港施設としてここに例示されておるのは、防波堤、岸壁、その他もあると見えて「等」といふことが書かれておるのであります。この書き方は特例法の書き方と軌を一にしているようでありまして、むしろこれは臨港施設といふふうにかきかへられた方が適當ではないか。つまり先ほど来本案の目的について、大蔵省の高い角度からの進歩的御意見があつたのであります。この法案の目的にかんがみまして、その特別措置法案をここに立法するという段階になつておるのであります。そこで百尺竿頭一步を進めて、臨港施設といふことに改めて、港灣法との調和もと

り、またこの例示されたほかに「等」といふことの中には、ある意味において倉庫等をも含めてさしつかえないのではないかと、ことに公共の用に供するといふ條件がついておるのでありますから、せつかくここに無償貸付の特例を設けようという段階に、依然としてどうも伝統的極限的な臭味がうかがわれて、われ／＼としてはこの法案を取扱う上から、まことに遺憾に感ずるのであります。この点についてお尋ね

いたしたいと思います。

○内田(常)政府委員 御質問の趣旨はよくわかるのであります。御承知のように別に港灣法がございまして、ただいまお尋ねの港灣施設につきましては、別に当該公共団体に對する管理委託等の道もついておるのでありますから、第二として国有財産の特例法として、従来の特例法を受難いであつたことにはいたした次第であります。そ

の趣旨を入れました。第二條には但書による港灣法の適用のことをうたつてある次第であります。

○宮原委員 どうもその辺について見解が多少食い違つておるようでありまして、それが保留をいたしました。第三條に現れております時価の評価の問題であります。これは第三條だけでなく、そのほかにも出ておるようでありまして、従来の大蔵省の時価の評価の方針は、まことにけつ／＼なことは思つておるのであります。しかし方針はまことにけつ／＼でも、末端に参りますと、なか／＼運用において、本省の御趣旨に沿わないような場合が多々あるのです。その実例の資料は、私どものところにたくさん集まつておるのであります。評価の際になるほどあるいは勸業銀行を使つて判定をさせるとか、または付近の家屋を調査せられるとか、いろいろなことは、もとより當然過ぎることであつて、それはけつ／＼であるんですが、たださういふ紋切り型の調査方法を金科玉條として、判定せられる傾向が末端にある。そこでこの特例法の精神にかんがみまして、むしろ事業の育成とか、すべてさういふ面の角度から、時価についてもその利用価値、一種特別な時価をここに想定するような取扱ひにして、しかも財産の管理上は何ら支障のない一つの新しい企画をここに提出しを願ひたい。そうでない、昔はお役所値段は時価に比較しては、多少適當なところが見えたのであります。近ごろは民間の評価よりもお役所の評価の方が、むしろ高過ぎるのじやないかというような場合があります。移動のできる機械類等については、比較の時価即座でも一応了承

できる場合が多いのであります。けれども、固定施設など、ある意味においてその用途が多少変更されて、その固定設備が利用される場合に、長鞭馬腹に及ばず、無用の長物になるような場面が多々あり過ぎて、そのためにせつ／＼のお役所の秘密な評価といふものが、結局実情に即しないといふことが起るのであります。従ひましてこの時価の評価については、今後末端との御連絡なり、またその時価の評価の方針等につきまして、相当のごしんしゃをなさるというお気持ちで、御処理をいただいたらどうかと思ひたいのであります。この点についての御所見を伺ひたいと思ひたいのであります。

○内田(常)政府委員 この法律全体が、單に財政法の一つの流れをくむ財務法規として国有財産を扱うのではないのだ。むしろこの第一條にありますような公共の利益の増進、その他の国の政策に調整せしめて国有財産を処理するものである。またさういふことが国有財産の処理についてはできるのだという、進歩的な考えをとつたものでありますから、従ひまして、この第三條等における時価の判定につきましては、公共団体を相手にすることとございまして、またその目的がそれ／＼、保健所法なり、あるいは社会福祉事業法なり、学校教育法なり、さういふ法律で公共団体がその設置を義務づけられておる施設に使用するのでありますから、この法律全体の精神と、それから処分の相手方、転用の目的といふようなものを考え合せますときは、従来の、ただ財産は入札等で高くさへ売ればいいのだという思想は、当然この法律によつてがわつて参ることと相なりま

す。そのような趣旨で、時価は時価であります。決して高い方がいいという時価ではないように、ぜひ進めて参りたいと思ひます。ただこれに關して行政をやります私どもの立場から、むしろこの大蔵委員会にもお願いがあるものであります。国有財産の処分の結果等につきましては、いづれ会計検査院を経て、国会の決算委員会に提出をされるのであります。それらの場合におきまして、国有財産の処分等につきましては、従来からなるべく高い方がいいのだというような思想が、必ずしもないわけはないようでございます。すなわち、大蔵委員会のお考え方を決算委員会にも移していただいて、調和のある審議をお願いしたいようにも存じております。

○宮原委員 ただいまの管財局長の御発言は、相當これを重視していいと思ふのであります。まことにさういふこともお立場でありまして、会計検査院またはその流れをくむ決算委員会において、実情に即さざる、あまりに冷酷な批判的態度で御処理になるといふことは、従来聞かぬでもなかつたのであります。このたび国有財産について特別措置法案がここに成立いたしました。たとするならば、これがすなわち従来の会計検査院の監察方式を、この法律によつて徹底的に改善をせしめよう一つの目安になるという趣旨で、この法案を本委員会においては処理せらるべきものであらうと、私は考へるのであります。

次にお尋ねいたしたいことは、この第三條のハであります。ハの学校教育法に規定する学校の施設という中に

第一類第六号 大蔵委員会議録第三十三号 昭和二十七年三月十四日

一三

は、これは範圍は広いようではあります、が、小学校、中学校という段階で、六・三制の中学校までは義務教育だといふので、この中に包含するのであります。高等学校はいかがなものでしょうか、お伺いしたい。

○内田(常)政府委員 この学校の関係では、第三條の第一項の御指摘のハの学校教育法第一條または第九十八條に規定する学校というものと、次の第四條の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校という場合と、二つ條文が出て参りますが、この第四條で七割引きまでいたしますものは、同じ学校教育法でも公共団体に設置義務があるものなんでしょう。この第三條のただいま御質問のハの学校と申しますのは、第四條の設置義務の学校のみならず、つまり高等学校等を含んでおります他の学校で、各種学校と申しますか、花嫁学校の類は、この学校教育法第一條または第九十八條の範疇に入りませんために、これは割引の対象にならない、こういうことに考えております。

○富原委員 それでは第四條と関連してお伺いいたしますが、この第四條で高等学校を除かれた趣旨を伺いたいのです。この高等学校というものを、義務施設でないからというのでお除きになることは、常軌的に判断してどうもお間違いないかと私は考へる。それは第四條の問題になるのですが、なるほど市町村という公共団体をこらへるにすれば、高等学校は義務でないといふことになるのですが、府県といふ公共団体を単位にお考へになれば、いやくも県庁所在地とか、重要な県内の都市に高等学校を設けずに、県の経営

はできるものではない。それは法律上の義務はないかもしれませんが、しかし県の施設としては、中小の都会には高等学校を県内に幾つかは必ず設けなければならぬことは、社会上下と申しますか、一種の政治道義の上から当然都道府県の責任である。こういう意味合いからも、これを広く御解釈になつて、高等学校は当然第四條の中にお入れになるし、またこういう扱いのときに、市町村だけを単にお考へにならずに、府県という地方公共団体をも念頭に入れて、御処理になるのが当然ではなからうか。こういうふうに本員は考へるが、御所見を伺います。

○内田(常)政府委員 御質問もつともとは存じますが、今日の学校教育法の構成から申しますと、公共団体として設置義務のありますのは、四條に掲げられた幾つかの学校だけでありまして、高等学校につきましては府県の設置義務という規定はないのであります。これは別に市町村のみを優遇して、府県のことを考慮に置かなかつたということではないのであります。たとへば四條の關係におきまして、小学校は市町村が設置義務がある。これは学校教育法の第二十九條にその規定があるのであります。盲学校、聾学校、養護学校というものは市町村に設置義務がないので、学校教育法第七十四條で、都道府県が設置義務を持つことになつております。従つて主体が都道府県であり、市町村であり、客体の学校が設置義務があるものだけをここに掲げております。これは他の予備措置におきましても、公共事業費等で六・三制の学校については、特別の建設助成をいたしておるのと趣旨を合せたものであ

りまして、将来これは高等学校まで、あるいは大学までも、さらに特殊の学校までも、国有財産等の面におきまして優遇することは、非常に希望せられるところでありまして、今日のこの法律の第一の出発では、まず以上申し上げました公共事業なり、六・三制等の建設助成と歩調を合せざるを得ないことに私どもは十分配慮をいたしまして、わざ／＼條文を繰りまして、盲学校、聾学校、養護学校等をも入れました心持を、おくみとり願ひたいのでござい

ます。

○富原委員 御趣旨はわかりませんが、私はその御趣旨がわかつただけで、私どもの意見はまだ変更する気持にはな

りかねるのであります。

なお第三條の列記せられておりまするイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チというようなものの中に入つておられますが、公共の用でなく、公用に公共団体が財産の譲渡を受け、または貸付を受けた場合に、減額をなさるという点についての御考慮は、拂われなかつたものでありますか。

○内田(常)政府委員 これは多々あります。まず併せてございまして、地方公共団体の財政等を助けますために、公共用のみならず、地方団体自身の公用のものも考へればよろしいのでございまして、一応国の財務というものと、地方の財務というものは、今日税制あるいはその他の財政制度でも、幾別せられておきまして、平衡交付金のごときも、その間のつなぎをなしておることは、御承知の通りであります。従いまして、地方公共団体自身が公用に使うものまでも、この特別措置法で特別の扱いをするということは、今日の地

方自治法なり、あるいは地方財政、国の財政なりの取扱いの關係上、やや行き過ぎると考へるものであります。

○富原委員 本法案については質疑が随分あります。が、なお自分の方でも調査研究いたさなければなりませんし、本日は時間もたいへんおそくなりましてから、一応この辺で私の質疑を中止いたしました。保留をいたすことにいたします。

○佐藤委員 次会は明十五日午前十時より開会し、質疑を続行することといたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会